

売 買 契 約 書 (案)

長野県警察本部長 阿 部 文 彦（以下「発注者」という。）と
(以下「受注者」という。)は、
次の条項により、物品の売買契約を締結する。

(総則)

第1条 発注者、受注者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。
2 受注者は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(売買物品)

第2条 売買物品の品名、規格及び数量は、次のとおりとする。

- (1) 品名 不用車両
- (2) 規格 別添「不用車両売払い仕様書」のとおり
- (3) 数量 自動二輪車以下16台

(売買代金)

第3条 売買代金は、 円とする。
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

(契約保証金)

第4条 受注者は、契約保証金 円をこの契約締結と同時に発注者に支払うものとする。
2 前項の契約保証金は、第13条に定める損害賠償額の予定又はその一部としないものとする。
3 契約保証金には、利子を付さないものとする。
4 発注者は、受注者が契約を履行したときは、速やかに契約保証金を返還するものとする。
5 発注者は、受注者が契約を履行しないときは、契約保証金を発注者に帰属するものとする。

—契約保証金の納付を免除する場合—

第4条 契約保証金は、 円とし、財務規則第143条第 号の規定によりその納付は免除する。ただし、受注者が契約を履行しないときは、契約保証金に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

(売買代金の支払い)

第5条 受注者は、売買代金を、発注者の発行する納入通知書により、納期限までに発注者に支払わなければならない。

(売買物品の引渡し)

第6条 発注者は、受注者が前項の規定により売買代金を支払った後、売買物品の引渡しを行うものとする。
2 受注者は、売買物品を令和8年2月27日までに受領しなければならない。
3 受注者は、売買物品の引渡しを受けたときは、直ちに受領書を発注者に提出しなければならない。

(引渡し後の売買物品)

第7条 受注者は、売買物品受領後、令和8年3月31日までに売買物品を解体し、シュレッダー、プレス等処理により、原形に復元できないようにしなければならない。
2 受注者は、前項の規定による処理を行うときは、発注者の指定する職員を立ち合わせなければならない。

(危険負担)

第8条 受注者は、この契約を締結した時から売買物品の引渡しの時までにおいて、当該物品が発注者の責に帰することができない事由により滅失又はき損した場合は、発注者に対して、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(契約不適合責任)

第9条 受注者は、本契約締結後、売買物品に直ちに発見することができない、種類又は品質に関して契約内容に適合しないものを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(契約解除)

第10条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 受注者が、本契約に定める義務を履行しないとき又は履行することができないと明らかに認められるとき。
- (2) 受注者が、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から発注者が受けたとき。
- (3) 前各号の場合のほか、受注者がこの契約に違反したとき。ただし、この違反の内容が軽微であるときは、この限りでない。

(返還金等)

第11条 発注者は、前条の規定により本契約を解除した場合は、収納済の売買代金を受注者に返還するものとする。ただし、当該返還金には利息を付さない。

- 2 発注者は、前条の規定により本契約を解除したときは、受注者が負担した契約その他一切の費用を受注者に支払わないものとする。
- 3 発注者は、前条の規定により本契約を解除したときは、受注者が支払った違約金及び受注者が売買物品に支出した必要費、有益費その他一切の費用を受注者に支払わないものとする。

(受注者の原状回復義務)

第12条 受注者は、発注者が第10条の規定により解除権を行使したときは、発注者が指定する期日までに、売買物品を現状に回復して返還しなければならない。ただし、発注者が売買物品を現状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

- 2 受注者は、前項ただし書きの場合において、売買物品が滅失又はき損しているときは、契約解除時の時価により、減損額に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

(損害賠償)

第13条 受注者は、本契約に定める義務を履行しないため、発注者に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を、損害賠償として発注者に支払わなければならない。

(返還金の相殺)

第14条 発注者は、第11条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、受注者が第12条又は第13条の規定により発注者に支払うべき金額のあるときは、それらの全部又は一部を返還金と相殺するものとする。

(契約の費用)

第15条 本契約に要する費用は、受注者の負担とする。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第16条 受注者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(疑義の解決)

第17条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、発注者と受注者が両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 住 所 長野市大字南長野字幅下692番地2

職・氏名 長野県警察本部長 阿 部 文 彦 印

受注者 住 所

法人名

代表者職・氏名

印